

一般社団法人明石市シルバー人材センター
安全・適正就業にかかる就業制限に関する基準

1. 目的

会員の安全意識の向上と適正就業を推進していく中、事故撲滅の観点から安全就業基準を遵守しない会員に対して、就業制限を行い、自己研鑽をして、日々の作業行動に活かすことを目的とする。
 就業制限は、会員を守るためのものであり、会員への罰則が目的ではない。

2. 適用範囲

全職種と全会員を対象とする。

3. 就業の制限

次に該当する項目については、就業を制限するものとする。

	就業制限に該当する項目	何で評価するのか
1	事故(傷害・物損)を起こした会員	事故の程度と回数
2	交通ルールを守らず事故を起こした会員	
3	安全パトロールにおいて評価が低い、または安全意識が著しく欠如(保護具の未着用等)している会員	安全就業パトロールチェックリスト
4	体力、判断能力、作業意欲等の低下により就業が困難と認められる会員	お客様と事務局との対話による判断
5	就業時間がルーズで責任感が乏しい会員	お客様と事務局との対話による判断
6	就業先で住民等とトラブル(暴力行為等)を起こす会員	事実確認のうえ事務局による制限
7	酒気帯び就業するなど接客態度の悪い会員	事実確認のうえ事務局による制限
8	人材センターの信頼を著しく損ねる言動をした会員	事実確認のうえ事務局による制限
9	班長、責任者、事務局等の指示に従わない会員	班長等と事務局による判断
10	グループの輪をかき乱す会員	班長等と事務局による判断

4. 就業制限に該当した場合の措置

就業制限の項目に該当する会員については、次の段階ごとに就業を制限する。

(回数は事故発生日から3年間の累積回数)

1) 事故の程度によるもの

	該当項目	回数・点数等	制限の範囲
①	重篤事故 (3カ月以上の長期入院)	1回	警告書の発行
		2回以上	職種変更
②	休業事故	1回	口頭指導による嚴重注意
		2回	警告書の発行
		3回以上	就業停止1か月か職種変更
③	休業にいたらない事故	1回～2回	口頭指導による嚴重注意
		3回以上	警告書の発行
④	物損事故	1回	口頭指導による嚴重注意
		2回	警告書の発行
		3回以上	就業停止1か月
⑤	物損賠償事故	2回以上	一件につき最高5,000円

2) 安全就業パトロールの指摘によるもの

	該当項目	回数・点数等	制限の範囲
①	パトロールチェックリストで 悪いと評価されたとき	50点以下 1回	口頭指導による嚴重注意
		50点以下 2回	警告書の発行
		50点以下 3回以上	就業停止1か月か職種変更

3) 事務局の判断によるもの

	該当項目	回数・点数等	制限の範囲
①	事務局からの指導	1回	口頭指導による嚴重注意
		2回	警告書の発行
		3回以上	就業停止1か月か職種変更

4) 事務局による制限

	該当項目	制限の範囲
①	事務局による制限	職種変更

5. 施行日

施行: 令和元年9月1日

施行: 令和7年4月1日